

F51 330 X46

第五講座

F51 330

「新俸給及家族手当調書」の學歷及び資格の区分

A. 國民學校令による國民學校初等科を修了した者又はこれに準ずる學歷若しくは資格のある者

B. 國民學校令による國民學校高等科を修了した者又はこれに準ずる學歷若しくは資格のある者。例へば中等學校卒業二年修了者、青年學校普通科卒業者等

C. 中等學校令による乙種の實業學校又は中等學校に類する各種學校を卒業した者。

D. 中等學校令による中等學校又は實業學校を卒業したものに準ずる學歷又は資格のある者。例へば普通試驗合格者、専門學校入學者檢定試験に合格した者、實業學校卒業程度檢定試験に合格した者、青年學校本科卒業者、國民學校教員檢定試験合格者等。

E. 中等學校令による中等學校又は甲種の實業學校を卒業した者。

F. 高等學校令又は専門學校令による高等學校、専門學校を卒業した者に準ずる學歷又は資格のある者。例へば高等試驗による豫備試験合格者、高等試験令八條により高等學校、大學、豫科修了者と同等以上の學力ありと指定せられた者、専門課程卒業程度檢定試験に合格した者、高等學校高等科學力檢定試験に合格した者等。

G. 高等學校令又は専門學校令による私立の高等専門學校を卒業した者。

H. 高等學校令又は専門學校令による官公立の高等専門學校卒業した者。

I. 大學令による大學を卒業した者に準ずる學歷又は資格のある者。例へば修業年限五年以上の専門學校卒業者、教員免許令にある高等學校教員檢定試験合格者等。

J. 大學令による私立の大學各部を卒業した者。

K. 大學令による官公立の大學各部を卒業した者。



F51 330 X46

官公立大学々部を卒業し且者以外で高等試験に合格し  
た者  
M 官公立大学々部を卒業し且高等試験に合格し且者。

Handwritten notes in Japanese, including the number '127' at the top right. The text is written in a cursive style and appears to be a list or record of individuals, possibly related to the university or research institution mentioned in the header.